

選挙第2号

議長の選挙について

議長の選挙を行うものとする。

平成27年8月10日提出

向日市議会臨時議長

〈参 考〉

◎地方自治法（抜粋）

（議長及び副議長）

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

（臨時議長）

第107条 第103条第1項及び前条第2項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。